

平成28年度 第12回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

## 平成28年度第12回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成29年3月6日（月） 午後 1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫
- 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について  
日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）  
日程第8 議案第6号 農地移動適正化あっせん基準の変更認定申請について  
日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について  
日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
日程第11 諮問第3号 農地区分判定に対する意見について

## 出席委員（33名）

1番	高橋 幸正	2番	藤田 紘正
3番	石川 有利	4番	星川 安徳
5番	長野 祥	6番	石川 邦彦
7番	合田 慎太郎	10番	石川 雅弘
11番	高橋 裕	12番	山川 不器雄
14番	篠原 義尚	15番	石川 武将
17番	鈴木 登雄	18番	三宅 繁博
19番	武村 喜太郎	20番	武村 美枝子
21番	篠永 貴	22番	三好 忠行
23番	妻鳥 和美	24番	高橋 博
25番	高橋 寅夫	26番	深川 厚
27番	鈴木 博美	28番	高橋 恒男
29番	阿部 恒一	30番	辻 政春
31番	安部 忠男	32番	渡邊 嘉富
33番	坂上 大恭	34番	河村 薫
35番	齋藤 伊勢子	36番	高橋 祥志
37番	鈴木 和夫		

## 欠席委員（2名）

9番 篠原 一志 13番 賀田 康臣

## 出席した職員

事務局長	曾我部 和司	次長	大西 唯文
次長	近藤 久幸	係長	岡田 昇
係長	岩崎 浩樹		

局長 ご起立願います。

局長 礼、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 何かとご多用の中を、第12回の総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。平成29年度から農業委員会委員の任期満了により、全ての委員会が新しい制度のもとで、農業委員会が始まるようになります。農業委員さんは現況から言えばすべて半分になるわけですけれども、四国中央市においては農地利用最適化推進委員さんが25名、推進委員さんに承認するということになりますので、全体としては少し増えるかなというふうに思います。農地利用最適化推進委員につきましては、先日、評価委員会において評価をいたしまして、今日また皆さんにご報告することとなっております。これからは新しい制度でいくわけですけれど、総会そのものも全員で総会をするというふうな、これはまた局長の方からもお話があろうかと思いますが、そういう取り組みの中で新しい体制になって農業委員会が進んで行きますが、またよろしくお願ひしたいと思います。私がよろしくお願ひしますじやなくて、今日は実は私ども任期最後の総会ということになりますが、その後についてはスムーズな会が進んで行きますようにご期待を申し上げたいと思います。なお、今日は最後の総会ということで、午後3時に市長が来られて、退任される方への感謝を述べられる予定です。今日は議案が多いのですが、なるべく3時までに終わりますように進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 只今の出席委員数は、33名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事に入る前に皆さんにお諮りいたします。

議長 本日、お手元にありますように諮問第3号、農地区分判定に対する意見についてが提出されました。この諮問案件を本日の総会の日程に追加してもよろしいでしょうか。

委員 (賛成という声、多数あり。)

議長 はい、賛成という声が多数でありますので、それでは諮問第3号を日程に追加させていただきます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、9番 篠原 一志委員、13番 賀田 康臣委員、より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により3番 石川 有利委員、4番 星川 安徳委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号43番～51番を議案書により報告)

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可

申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号12、土居町津根の田2筆については、先月の総会で保留となっていた案件ですが、問題になっていたのは条件1号の利用状況ということで、経営農地が違反転用でなかろうかということでしたが、現地確認すると重機や資材は除去しております、柑橘類を順次植えていくという形で、今現在も何本か植わっているという状況となっています。第2号、第3号については非該当ということで、4号従事者については、譲受人の○○さんがきちんと従事すると聞いております。第5号の下限面積、第6号の転貸については問題なく、第7号の地域の調和についても農地として使用するということで、別紙で誓約書として提出されてますので、これを見たかぎりでは問題なかろうかと思います。続きまして受付番号13、金田町金川の田2筆につきましては、譲渡人の○○さんから○○さんへの贈与という形になっています。条件第1号から第7号までについては、問題ありません。受付番号14、中之庄町の田1筆について、有償移転ということですが、この土地を受人の○○さんが小作地としてずっと耕作していました。隣地が所有地ということで一緒に自作地として耕作したいということで申請があがっております。第1号から第7号までにつきましては問題ありませんが、この申請地は現在、上水道の工事のために表土が削られておりますが、先週の金曜日に確認したところ、表土を戻す工事をしていましたので、農地に戻るということです。作付けは水稻ということです。受付番号15から17の豊岡町大町の田3筆につきまして、有償移転ということで条件の第1号から第7号まで問題はないのですが受付番号17の申請地については、隣地が太陽光発電施設の工事をしております、その進入路として盛土をされています。工事終了後、速やかに撤去して農地に戻すということを聞いておりますので大丈夫だと思います。水稻の予定だそうです。続きまして受付番号18、豊岡町大町田1筆につきましては、受人○○さんの規模拡大ということです。条件第1号から第7号までは、問題ありません。里芋の作付け予定だそうです。受付番号19、

土居町北野畠 1 筆については無償移転ということですが、この申請地については、近辺に公共事業の水路工事があり、その時に分断された農地と宅地を等価交換で交換したということです。農地は所有される農地と接した状態にありますので、一体利用すると聞いております。条件第 1 号から第 7 号までは問題ありません。柑橘を予定しているそうです。受付番号 20、土居町北野の田 2 筆については、受人の○○さんが規模拡大ということで、条件第 1 号から第 7 号まで問題ありません。水稻の予定とのことです。受付番号 21、土居町藤原 3 番耕地の田 1 筆について、有償移転ということです。受人の○○さんが規模拡大ということで、条件の第 1 号から第 7 号まで問題ありません。水稻の予定だそうです。受付番号 22、土居町藤原 6 番耕地の田 2 筆については有償移転ですが、この申請地は受人の○○さんが小作地として耕作していた農地ですが一部砂利等を入れている部分がありまして、違反転用かと思われたのですが、本人に確認したところ土砂や砂利を除き整地して農地として柑橘を 3 月下旬に植栽するということで、誓約書も出されております。それを勘案しまして、条件第 1 号から第 7 号に関しては問題ないということになっています。ハナシバ、柑橘の予定です。受付番号 23、24、土居町津根の田 3 筆、畠 5 筆の有償移転の関係です。受人の○○さんの規模拡大ということで、○○さんですが津根の所有地の一部分が違反転用と思われる農地があるのですが、これについては速やかに転用申請を行うとの始末書が附されておりますので、それを考慮してみても、大丈夫だと思います。その他第 2 号から第 7 号関係も問題はありません。水稻、野菜、柑橘を予定しているそうです。受付番号 25、新宮町新瀬川の畠 2 筆については無償移転、贈与になりますが、受人の○○○○○さん、条件の第 1 号から第 7 号までは特に問題はありません。野菜を作る予定だそうです。以上で説明を終わりります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号 12 番

坂上委員 私は地元なのですが、本当に百姓するのか確認したのですか。

岡田係長 本人とは話をしていないのですが、間接的にちゃんとしますと言ふことは聞いております。

坂上委員 農業倉庫も持っていないし、農機具も耕運機1台くらいで、2町3反するのに、これで許可するのですか。

局 長 農地を管理できるかどうかということについては、先月も上部機関にいろいろ確認したのですが、営農150日以上というのは基本なんですけど、150日については人を雇っても大丈夫だと判断があるらしいです。人を雇って営農ができればいいので、その部分だけをとって不許可にするのは難しいという返事はいただいています。機械がなくても機械持ち込みで作業してもらって営農するというのもあり得る話だそうです。これは判断として理解しにくいのですが、他の所ではそういう判断をしている所もあるということで、営農日数150日足りてないので農家でないだろというのの中々言いにくい部分があるらしいです。

坂上委員 ○○ ○さんは百姓の経験は全然ないんだろ。

局 長 いろいろと疑義はあると思うのですが、行政書士を通じてこういう書類を作つて提出しているのですが、基本的に先月保留にした内容は、違反転用があるのに規模拡大はまかりならんという状態だったと思うんです。違反転用の解消について、計画なり何なりきっちとしたものを出していただかないと議論にならないのでということで作つていただいた書類です。たぶん、現地ご覧になってわかると思いますが、本当に数本柑橘を植えております。で柑橘を植えているのも、その説明の中には柑橘をすぐに買いに行ってないので、買い付けた物から順次植えていくということでこここの誓約書にあるように、多いか少ないか別にして25平方メートルに1本ずつ、将来的には植えますとなっています。

齋藤委員 少なすぎる。高収量・高付加価値生産というのは嘘です。最低でも2メートル、2メートルの4平方メートルに1本ならまだ、

納得できるけど、25平方メートルに1本というのは。ここに大型の機械でも入れるのですか。

坂上委員 完全に農業をやり出すというまでは保留にするというわけにはいかないのか。

局長 それは判断でかまわないと思います。今回、営農計画書と制約書を出してきておりますけれども、今、齋藤委員がおっしゃりましたとおり、営農計画の中の25平方メートルに1本というのは農業にあたらないと、農地として使用していないと判断するのであれば、今回もう一度保留にするのもあり得る話だと思います。その辺はこの総会の中での判断だと思っております。

齋藤委員 25平方メートルに1本でどうやって高収量できるのか。苗木から育てて移植して広げていくのならわかるけれど、最初から、25平方メートルに1本なんて絶対あり得ない話だし。

河村委員 野田の農地にも東西に7本くらい植えているが、実際にあれは駐車場としていくらでも車が止められて利用さしている状態です。営農計画はなっていない、言い訳で植えている。許可できない。

局長 それは、もうこういうことで受付をしているので、その辺は皆さんそれでご判断していただいて、今回また保留にするのであれば、そういう議決をいただいたらそれで大丈夫かなと思います。

議長 本当に営農をするのかどうかというのがポイントになると思うので、ご意見の中で数本植えてこれで柑橘を作りますというて、それが通るようであつたらこれも問題であろうし、それは農業委員さんの判断をいただいて決めたいと思いますが、先ほど説明がありましたように、行政書士の方からこういう誓約書を付けて出してきている。事務局が説明したように本人とは会って話をしておりませんので、それ以上のことは言えませんが、この書面の中での判断になります。ですので、この12番については、また後ほど質疑をいただきたいと思うのですが、地元の委員の坂上さんから見たご意見はよくわかりました。

坂上委員 ある程度百姓するまで見極めてみたらどうですか。

石川有利委員 ○○さんが2ヘクタール近く耕作されていますよね。

局 長 先月報告したとおりですが、営農実態は見えていないというのが現実です。

石川有利委員 耕作放棄地になっているのか。

局 長 管理はそれぞれしております。直近で去年の4月くらいに競売で3条で取得した土地については、安部忠男委員さんから先月説明があったんですが、近隣の農家の方に作ってもらっていると。上野の利用権設定している所については、これも近隣の方が管理をしていると、蕪崎も元々の持ち主と兄弟が管理しているという状況になっています。他の農地を確認したところ、本人さんが農業をしていた形跡はどこにも見当たらなかったところで、先ほど説明しました農業従事日数について、県や農業会議に聞いてみたのですがその一点についての判断で不許可にすることはできないよという返事をいただいております。不許可にするとしたら、先月もお話したとおり、違反転用があるというのに農地の全部有効利用ができていないのが明らかなので、それは不許可の理由として相当であるという返事をいただいておりましたので、先月はそういう方向で議決をいただいたので保留をしたという状況になっています。

局 長 他の案件もんですけど、まずは22番ですね、22番の藤原の案件ですが、これも安部忠男委員も確認していただいているのですが、県道の両端に残地が残っているという状況ですが、58平方メートルの方が自動車整備工場の敷地の一部になっております。確認をしたところ、その隣に畑みたいのがあるのですが、そこではなくて砂利を敷いている所ということで、こういう状況ではいけないということで受人に話をしまして、この受人の方が責任を持って砂利を除去して、そこに柑橘を植えるという返事をいたしておりますので、今回に関してはこれは問題がないかなと。もう1件23、24番の○○○○さんの件ですが、現地確認と他の所有の農地を見に行ったところ、先ほど岡田の方から説明があ

りましたとおり、1筆資材置場にしているところがありました。資材置場として転用も出していないので、これについては規模拡大は認められないとお話をしたら、元々資材置場としてある会社に貸しているということで、速やかに転用申請を出させてくれという申出がありましたので、その農地については転用して利用していただくという流れで、来月以降で審議をお願いするという方向で、これについても誓約書という形で出てきております。この案件についても、そういうことで履行していただければ問題ないかなということで、今月他の持っている農地について問題があったのはそのあと2件ということになります。

渡邊委員 台帳上農家になっている人は、相続とか色々な形でかなりおいでると思うが、農業をしていないけど農地を動かせる条件の中で、こういう形で台帳上は反別から言えば農家だけど、現実として農業していない人というのは、かなりいると思うが、その方の基準をある程度決めないと、全部人に貸しているとか、全部荒らしている。高齢により何も作っていない。けれど、何かの関係で農地を動かさないといけない。たまたま今度の場合は、ほとんど荒らしているのだけれど、台帳上農家だということで農地を動かしにかかったのだけど、今からいくらでも出て来ると思う。そのことに何か基準を決めなかつたら、保留の意見書というのを添えて出さないと受人はどのように改善していいかわからないので、必ずその話が出て来ると思うので、来月まで今回保留だとするのか、坂上委員が言っていたようにある程度の物を出してもらわなかつたら、認可になりませんぞと。端的に25平方メートルに1本植えているので農家でない、そんなのは二の次の話で、それじゃ何本植えたら農家だと、荒らしたら農家でないという話にもなりかねるので、どうするにしても基準みたいなものを出さないと両方も困ると思う。

議長 今日も前回も同じですが、申請の理由は規模拡大ということが理由なんです。今、坂上委員や皆さんからのご指摘は営農は全然やれてないと、下限面積もクリアできているが、その申請内容の理由としては、私は規模拡大したいので農地法第3条で取得をしたいと、そういう申請なんです。3条の場合は明らかに農業経営を自らが全ての農地について行うというのが、1つの基本となっ

ているので、この方は下限面積もクリアしておるし、何の問題もないのですが、ただ営農そのものをやれていないし、それから無断転用についても言い訳程度の植栽だけをして、これからやりますという。農業委員会の場合は書面で判断しないといけないことがあるのですが、その中でそれぞれ地域の委員さんが現地を確認してもらってご意見をいただいているのですが、坂上委員の今の説明の中では、こういうことで誓約書も出ているけれども、現実問題、農業はやられていないしどうだろうかというご意見だったと思います。判断の仕様というのは、それぞれの地元の委員のご意見と、それから申請理由に該当すれば当然許可すべきだと思います。経営規模の拡大と言われているのに全然しない中でそれを許可していいのか言うたら、それも問題だらうと思います。

渡邊委員 3条の許可申請の理由は基本的にはみな経営規模拡大という名目で出てくるのだから、今会長が言うたように、はっきり買う側が営農をやっていないということだったら、これは書類の段階で不許可ですということなら、そういう形をある程度事務局の方で決めて対応していかないと、こういう書類を次々出してきても審査のしようがない。

議 長 ただね、申請は「します」と言うのに「おまえ、しないだろ」とは言えないで、その方の見極めいうのは中々難しい。見極めは、それぞれの土地の所有の近くの農業委員さんがきっちと確認をした上での判断以外に方法がないと思うんですよね。前回、保留した中で、それなら植栽をすると果樹を何本か植えてこういうふうなことで意欲を見せている証明というか、そういう形で出されたんだと思うのですが。渡邊委員の言われるように本当に判断は難しいと思うんです。どこに基準をおいて、これから上は許可する、これから下はだめだということの判断があればいいのですが。ちょっと中々しにくいところがあるので。

渡邊委員 自分の農地を人に全部、農業委員会を通じて作ってもらう人でも3条の権利はあるということで。5反農地を持って、作ってもらっていると、何かの都合で2反買わないけないので、権利あるので買うのだけど営農はできないので、全部渡邊さん作ってもらえますか、うんわかったと言ったってこの話は成立する。そこと

の兼ね合いというのか、それなら全部買って、誰かに作ってもらって、この人の誓約書があったら認可になるんかいいう場合が出てくる。今からいくらでも作り手がいなくなったら、こういう形の、農家台帳の農家だけれど営農していない農家はいくらでも出てくる話なのよ。

局長 そこはですね、要するに経営規模拡大で農地を増やしていくという状況なので、違反転用しているのに農地を増やさなくてもいいでしょうというのが基本的な考え方なんです。ですから、そのまま違反転用が良いとか悪いとかいう話じゃなく、そのままの状態でずっとおる場合は、届出も出てこないので農業委員会として判断する材料が1つもないということになるのですが、現実的に自分が農地を買い集めて経営規模拡大するというのなら、違反転用している所を開墾して農地にしたら買わなくてもいいでしょうというのが農業委員会の基本的な考え方になると思います。先ほど言われた営農の関係については、不思議な話なんですけど農業従事日数という判断基準があるのですが、これは先ほど渡邊委員が言わされたように人に全部委託をしてもいいという前例があるらしいです。認められるという方向で全国的に動いているという状況で、先月については違反転用があるのに経営規模拡大はしなくていいだろうということで保留にしたというのが現状です。会長の説明の中にもありましたように、書類が出てきてそれが営農なのかどうなのかとなった時に渡邊委員の話が出てきて、多分これを今回保留したら、それならあそこの農家これで農地を管理しているのかという話は出てくると思います。その時に農業委員会としては説明がつくのかという問題は出てくると思います。現実的に農地法第3条で営農しますと言って、確かにここに高収量・高付加価値を目指す、柑橘をしている農家が申請を出してくる時は必ず使う言葉ですが、これが1本当たりの高収量なのか反別当たりの高収量なのかわからないし、25平方メートルに1本というのがいいのかという話になってそういう営農のやり方があるのでと言われれば反論のしようがない。そういうところの書面で判断するのが難しいという所があるというのもご理解いただきながら議論していただきたいと思います。

議長 実際のところ地元の人以外は中々わからないことだと思います。

書類が出てきたら書類の中で判断をし、皆さんに説明をした中で了解をいただることになりますので、地元の方、該当地域の土地の所有の状態を見ると明らかに現実問題としては営農はされていないというのが実態のようです。

坂上委員 1年とか2年とか期限を切れないのか。

局長 ないですね。

坂上委員 見定めるものはないな。

議長 この誓約書をきちんと守っていただけるのなら問題ないだろうと思いますけどね。ここに書いていますように「管理耕作に努めることを誓約します」とありますので、本当にそのようにしていただけるのなら。

河村委員 この人は以前も誓約書を出している。2年前くらいに、でも違反している。過去にもそういう例があるので、書いただけの誓約書で前の例からいくと当てにならない。許可はできないと思う。以前にも誓約書を違反しているので。

議長 では営農を開始したのを確認した後に許可をするとか。

坂上委員 今、耕作放棄地の所をユンボで整地している。でもあのままで水利権もあるかと思うが。

議長 それでは、12番についてのみですが、どのように結論を出したらいいか、他の委員さん何かご意見ございませんか。

高橋恒男委員 これは作らないだろうと予測で判断してはいけないので、条件が揃っておれば許可しないといけない。あとパトロールを強化するとか、あと監視して2年とか3年作っていなかつたら警告を出すくらいしか農業委員会はできないのではないか。おまえ作らないだろうとは言えない。

石川有利委員 ○○さんの土地が今、2ヘクタール少しありますよね。これ

を聞くと第三者に作ってもらっていると中には違反転用があるみたいですが、現実に作ってもらっているということであれば、第三者に作ってもらうこと自体は問題ないですよね。そうでしょう。違反転用している農地に25平方メートルに1本柑橘を植えることについても、これはいけないとは言えない。

鈴木登雄委員 現況は作られている所は全部作っているのでしょうか。

議長 現況はすべて、違う人が作っています。

鈴木登雄委員 管理はすべてできているのですよね。管理できていない所もあるのですか。

局長 明らかに違反転用の所が3筆あります。その3筆について、何本か柑橘を植えている。もう1筆、一番ひどい違反転用があったのですが、これは利用権設定でしたが合意解約をしています。

鈴木登雄委員 現況で問題がある所は全部クリアする形になっているですか。

局長 柑橘を全体に植えていくという誓約書になっている。

議長 中々、話が進みませんので、この状態の中で誓約書を守ってくれることを確認する場合は許可を出しても良いという意見と営農を行っている状態を確認するまでは保留にすればいいのではないかという意見だったと思います。3条の場合は許可するまでの日数の制限はないそうです。

石川有利委員 第三者に営農をまかせるわけですよね。

局長 利用権設定で耕作権を渡すのではなくて、自分が耕作権を持った上で作ってもらうというのは問題ないようです。

三宅委員 違反転用出ている所を元に戻すという確約みたいなものは出ているのか。

局 長 「営農計画書」に出てる農地がそうです。

三宅委員 畦に柑橘を植えている状態で、植えたという判断ではいけないので、田の全体の中に植えた状況を見て許可を出すと、違反転用が解決したというような状況が発生しなければ、3条の許可をするのは難しいのではないかと思う。農業をしていると確認できれば、許可するようにした方が良いと私は思います。

議 長 そうだと私も思います。ただ無断転用の現地というのは、隅っこの方にはぱっと植えて果樹を植栽しています、営農していますということでは、言い訳だろうと思うんです。無断転用されている農地そのものも本当に樹園地となるような植栽の方法を確認した後に許可をすると、いうことの方が良いかもしませんね。

三宅委員 こういうふうにやるという営農計画書も出て、誓約書も出て、私はやっていますということが確認できたら許可を出してあげたら良いと思いますけど。ただやるかやらないかという確認は取れないと思うので。

鈴木登雄委員 私も今の意見に賛成です。

藤田委員 今のに付け加えて、田全体に25平方メートルに1本でもかまわないのでから、全体を利用していますということを出してもらって、やる以外にないのではないか。

議 長 色々ご意見いただきましてありがとうございました。総合的に判断すると、営農をしているという無断転用農地について、きっちとした形のものが見えるようになって許可をすると言う方がよろしいかと思うのですが。

委 員 異議ありません。

議 長 そういうことで、結論を出してよろしいですか。

委 員 異議ありません。

議長 12番については、皆さんのご意見もいただいて、保留ということにさせていただきます。

議長 それでは13番。

委員 異議ありません。

議長 14番

委員 異議ありません。

議長 15番

高橋 博委員 15, 16, 17番、あの追跡調査が必要かと思いますが  
異議ありません。

議長 18番

委員 異議ありません。

議長 19番

委員 19番、20番異議ありません。

議長 21番

安部委員 21番異議ありません。22番については事務局の方で言われたとおり、違反転用でしたが、元々はシキビが植わっていたのですが、本人に確認したところ狭い面積の所ですが、紅マドンナを植えると聞いておりますのでよろしいかと思います。

議長 23番

委員 異議ありません。

議長 24番

委 員 異議ありません。

議 長 25番

委 員 異議ありません。

議 長 他にございませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは、ないようすでこれより採決をいたします。

議 長 12番については保留という形で、ほか、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてをご説明させていただきます。今回4条は5件、3673平方メートルでした。まず受付番号2、新宮町上山の案件については経済メリットを考え、太陽光発電施設のやり替えです。改良区がないため自治会役員の同意書が添付されています。お配りしている基準表を確認ください。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思います。申請人は○○ ○○。なお地元農業委員から地番が違うと総会直前にありましたので、再度確認し、もし違うようであれば、取下げの申請をするように指導したいと思いま

す。続きまして、受付番号3、4、中曾根町の案件については、駐車場不足を解消しようとする貸駐車場です。3番申請人、○○○○ほか1名、4番申請人、○○○○。立地基準、一般基準とともに合致し止むを得ないと思います。受付番号5、6、土居町津根の案件については、売電収入による利益を見込む申請であります。申請人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願ひします。

議長 受付番号2番

藤田委員 2番については、現地確認にしたところ、今言われたとおりなんですが、4月には工事を始める予定となっているので、地番の変更等は当然取り下げになり、もう一度委員会にかけるということになるので、できればこのまま許可するということでお願いはできないのか。場所としては同一の場所、並んだ場所なので、現地見てもすでに造成してやる構えなので。

近藤次長 期間的なものもありますので、地番が違うようであれば取下げしていただいて、再度来月申請いただくのが良いと思います。確認します。

議長 地番が違っておれば、取り下げをお願いしたらと思います。

議長 それでは、3番。

委員 3番、4番異議ありません。

議長 5番

渡邊委員 5番、6番も2反の農地として継続し難いので、太陽光異議あ

りません。

議長 他に質疑はございませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 ただいま、2番の件で地番の関係でこのままであれば許可相当とするわけですが、いやいや皆さんにお諮りしないといけないのですが、もし地番が違っているということであれば、この件については取下げをしていただきて、再度出していただくということで進めていきたいと思います。

議長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、説明いたします。今回事業計画変更は2件でした。受付番号3、妻鳥町の案件については、家庭の事情により当初計画者は計画を断念。今回、新たに〇〇〇〇が個人住宅の申請であります。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ない。受付番号4、中之庄村の案件については、分筆線位置が間違っていることが判明。計画変更の申請です。申請人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。これは先月5条申請が出されていましたが、事業計画変更も出さな

いといけないということでしたが、こちらの指示がなくて申し訳なく思っております。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願ひします。

議長 受付番号 3 番

委員 異議ありません。

議長 4 番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第 3 号は、許可相当と認め進達することに決しました。

議長 日程第 6 、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを説明いたします。今回5条は、21件10, 323. 08平方メートルでした。受付番号16、川之江町長須の案件については、受人〇〇〇〇の息子が実家近くに個人住宅の建設です。一部違反転用があり始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号17、18金生町山田井の案件については、受人、渡人合致の住宅建設です。なお、18番は排水可能な水路が北側しかなく、一部に排水管理設の地役権設定の申請であります。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受人、〇〇〇〇。受付番号19、妻鳥町の案件は、事業計画変更3の案件です。受人、渡人合致の住宅建設であります。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号20、下柏町の案件は、実家及び勤務先に近隣する自己住宅の建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号21、下柏町の案件については、住宅需要に応えるべく建売住宅の建設です。受人、株式会社アルファ・プランニング代表取締役 吉田茂生。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号22、三島宮川の案件は受人の要望による住宅建設です。受人〇〇〇〇、〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号23、中曾根町の案件については、住宅建築の需要が多い当地に建売住宅の申請であります。受人、有限会社 石川測量代表取締役、石川 太一。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号24、中之庄町の案件については、息子の土地に農業用倉庫の建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号25、中之庄町の案件については、受人、〇〇〇〇は離れに居住。父所有の実家隣接地に自己住宅の建設です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号26、豊岡町大町の案件については、受人、渡人合致の住宅用地です。すでに庭となっており、始末書が提出されております。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ない。受付番号27、豊岡町大町の案件については、受人、渡人合致の個人住宅の建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号28、豊岡町長田の案件については、中・大型車の乗り入れに進入路が必須

の申請です。受人、株式会社マルワ代表取締役 仙波 政明。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 29、30、土居町上野の案件については農業の効率化、機械化に資金が投入できる営農型太陽光発電設備です。受人 29、○○ ○○○、30、○○ ○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 31、土居町北野の案件については、水路改良工事に伴う残地の申請です。すでにコンクリート擁壁となっており、始末書が提出されております。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 32、土居町北野の案件については、まとまった収入を得るための太陽光発電施設の申請です。受人 ○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 33、土居町津根の案件については、資材置場や駐車場が不足となっている会社に購入資金等の計画が整った受人 ○○○○○が貸し付けるものです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 34、土居町津根の案件については、津根工業団地の代替地として本件申請地を購入し、子供の住宅を建設するものです。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号 35、土居町津根の案件については、受人、譲渡人の子と結婚予定で、譲渡人宅に近接する土地に住宅建設。申請地は 500 平方メートルを超えていますが、細長い土地に駐車場等を考えると農地としての有効利用は無理と考えられる。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。最後に受付番号 36、土居町野田の案件については、渡人と住居を別に構えることが最善の方法と考え、本件申請となった。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議 長 受付番号 16 番

委 員 異議ありません。

議長 17番

委員 17、18番、異議ありません。

議長 19番

委員 異議ありません。

議長 20番

委員 20番、21番、異議ありません。

議長 22番

委員 異議ありません。

議長 23番

委員 異議ありません。

議長 24番

委員 24、25番、異議ありません。

議長 26番

委員 26、27、28番、異議ありません。

議長 29番

委員 29、30番、異議ありません。

議長 31番

委員 31、32番、異議ありません。

議長 33番

委員 異議ありません。

議長 34番

委員 34, 35番、異議ありません。

議長 36番

議長 ほかに質疑はございませんか。

渡邊委員 18番の地役権というのは。

局長 排水パイプを埋めさせてもらう権利だそうです。

議長 他にございませんか。

委員 なし

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号 17 番～34 番 議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの補足説明があれば、合わせてお願ひいたします。

議長 受付番号 17 番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 18 番

委員 18, 19 番、異議ありません。

議長 20 番

委員 20 番、21 番、異議ありません。

議長 22 番

委員 異議ありません。

議長 23 番

委員 23 番、24 番、異議ありません。25 番は遊休農地の解消になつて異議ありません。

議長 26 番

委員 26 番については新規就農だけれど会社も経営されておりまし、遊休農地の解消ともなるので異議ありません。

議長 あゆみファームの場合は現実にずっと農業経営を行つておりますので、また今回は新規農家、個人でするようになっております

が問題なかろうかと思います。

委 員 27番、28番、異議ありません。

議 長 29番

委 員 異議ありません。

議 長 30番

委 員 異議ありません。

議 長 31番

委 員 31番、32番、33番、34番、異議ありません。

議 長 受付番号35番から38番までの再設定について、質疑はございませんか。

委 員 なし

議 長 他に質疑はございませんか。

委 員 なし

議 長 異議なしということですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とともに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 実は午後3時までに総会を終了しようと思っていたのですが、不手際で時間がもう間もなく3時になりますので、市長もお見えになっていますので、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。

局長 それでは、一時中断ということでお願ひします。

休憩 14：50～15：05

(休憩中、市長より3月末を持って退任する農業委員20名に感謝状が授与される)

議長 それでは、すみません。中断したのですが、ただ今より再開いたします。

議長 日程第8、議案第6号、農地移動適正化あっせん基準の変更認定申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 (議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。何かあれば、お願ひします。

議長 説明のとおり、文言が変わっただけであります。

議長 特別ございませんか。

委員 なし

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、農地移動適正化あっせん基準の変更認定申請について、原案のとおり決定することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 (受付番号1番～3番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願ひします。

議 長 受付番号1番

石川有利委員 1番については、隣接土地所有者が合意しておりますので、問題ないと思います。異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 他にございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第10、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号1、申請人、株式会社サンヨ代表取締役 石川 久満より、土地は豊岡町大町340番ほか2筆です。加工場権倉庫建築するにあたり、この土地以外には考えられず、止むを得ず農用地から除外。よろしくご審議ください。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議 長 受付番号1番

高橋 博委員 豊岡町大町はご存知のように農業に不適地が農業振興地域になっております。不適地でありますので、異議ありません。

議 長 他にございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見につい

ては、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第3号、農地区分判定に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。曾我部局長

局 長 (議案書により、説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 何かご質疑はございませんか。

坂上委員 この円内に第1種農地がある所でも、第2種農地になるのか。

局 長 そういう判定ができるということです。元々、ここを第2種農地に判定しているのが、広がりが20ヘクタールという十数年前までの規定で第2種農地のまま、残っていたと思われます。今現在は10ヘクタール以上の広がりが第1種農地の判定となっているので、その現在の判定に見合すと、ここは13ヘクタールあるので第1種農地の判定になるのだが、市としてどういう考え方になりますかという問合せがあったので、今回確認をしました。

局 長 今回相談を受けているのは、4ヘクタール弱の工業用地の相談を受けています。13ヘクタールから4ヘクタールを引くと9ヘクタールになるので、この全体は第2種農地になると思います。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諸問第3号、農地区分判定に対する意見については、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諸問第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願ひします。

局 長 事務報告

議 長 実は今日、最後ということで終わりよければ、すべて良しのつもりでやったのですが、冒頭から色々ミスがありまして。でも、色々なご意見、特に皆さんからのご意見をいただく中で、渡邊委員からご意見をいただいて多くの勉強ができたと思います。総会そのものについては、我々の任期は今日で終わりますが、たまにどこかで会った時は、挨拶くらいできるように、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。退任される委員さん、たくさんおりますが、いろんなことを言いたいと思いますが、私代表させていただきまして、本当に長い間お世話になりました。また、よろしくお願ひいたします。

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（15：35）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

鈴木和夫

委員

石川有利

委員

星川安徳